



中西 頌治

国民健康保険制度改定

問 府から昨年2月、10月に提示された保険税額試算は、ともに28年度を超える額が示された。

来春4月以降の保険税額が上がることを回避できないのか。

答 標準保険料率で賦課するのは6年後になる。

激変緩和措置期間の6年間は、保険料の急激な上昇を抑制するために基金や繰越金を活用することが認められていることから、状況を見きわめながら町独自の激変緩和措置も検討する必要がある。



一、国民健康保険都道府県単位化 二、第7期の介護保険の事業計画

問 試算上16%程度の値上げが示されているこの制度改定に対して法定意見聴取でどういう意見を出したか。

答 各々の団体がそれぞれの立場で意見を出すと、まとまらない。本町としても、それぞれの部分で全てが是とできる話ばかりではないが、そこを乗り越えてやっていかないとなし得ない。

意見 保険税の値上げが回避できない制度改正は賛成できない。困窮家庭に対する対応など、適切な措置を求める。

介護保険事業計画

問 介護保険料の基準額は現行より上がるのか。

答 第7期計画の基準額は、現時点では現行の基準額と同程度と見込んでいます。



問 認知症対応の施策の検討状況は。

答 認知症対応型共同生活介護は、整備の実現性が乏しいことから、第7期計画では、小規模多機能型の居宅介護事業を視野に入れて検討する。

一般質問



大平 喜代江

問 快適なまちづくりは、人任せでなく住民が主役となって取り組むことが大切である。町の行政区のあり方や課題を問う。

答 本町各々の課題について理解は。

問 本町では、人的資源の減少から単独の区や従来の組織では対応が困難な課題が生じている。このような中では、住民一人ひとりの自助の精神と地域の実情に応じた共助と公助の新しい助け合いの仕組みをつくる必要不可欠である。



快適なまちづくりは 地域づくりから

問 本町の自治会数は。

答 実数については把握していない。地域で自治会という形で活動されているところはありますが、行政としては、それはどこかの区に属する一部の組織で区長の管轄という認識である。

問 区長の役割や位置づけについては。

答 町広報類の配布や各種委員、選挙立会人等の推薦、区長会を代表して町の各委員会の委員を充て職として分担願、区長報償金を支払っている。区長は、区域内から選出された方で、区は行政の下部組織ではなく、協力関係をいただく団体と考えている。



意見

区長のほとんどが地区の自治会長で、地域の「長」としての業務に携わり、多忙である。加えて行政の区長への依存度は高く、区長業務の増大につながる。人口減少、超高齢化にある町行政の区に対する認識を是非とも見直していただきたい。